2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類その他必要な書類を添えなければならない。
一　領収書その他の母子感染防止医療に要した費用の額が記載された書類
二　特定無症候性持続感染者の子に係る戸籍の謄本又は抄本
三　社会保険各法以外の法令（条例を含む。）の規定により、母子感染防止医療に関する給付が行われるべき場合であって当該給付が行われたときには、当該給付の額及びその対象の範囲が記載された書類
3　第五条第三項の規定は、母子感染防止医療費を受けることができる者が死亡した場合に提出する書類について準用する。
（世帯内感染防止医療）
第十六条　法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める検査又はワクチンの投与（以下「世帯内感染防止医療」という。）については、次の表の上欄に掲げる世帯内感染防止医療の区分に応じ、それぞれ法第十四条第一項に規定する特定無症候性持続感染者の同一世帯所属者（次条第二項第二号において「特定無症候性持続感染者の同一世帯所属者」という。）一人につき同表の下欄に掲げる回数を限度として実施する。

世帯内感染防止医療	回数
ワクチンを投与する前の血液学的検査（ＨＢｓ抗原、ＨＢｓ抗体及びＨＢｃ抗体の検査に限る。）	一回
ワクチンを投与した後の血液学的検査（ＨＢｓ抗体の検査に限る。）	一回
ワクチンの投与	三回（当該ワクチンを三回投与した後、当該特定無症候性持続感染者の同一世帯所属者にＨＢｓ抗体が確認されなかった場合においては、四回）

（世帯内感染防止医療費の請求）
第十七条　法第十四条第一項の世帯内感染防止医療費（以下「世帯内感染防止医療費」という。）の支給を請求しようとする者（以下この項において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を支払基金に提出しなければならない。
一　請求者の氏名、性別、生年月日、住所及び電話番号その他の連絡先
二　判決確定日等
三　確定判決等を得た裁判所名、裁判所の事件番号及び原告の番号（当該原告に番号が付されている場合に限る。）
四　振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号
五　請求年月日及び請求金額
六　代理人によって請求するときは、当該代理人に委任した事項、当該代理人の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号その他の連絡先その他必要な事項
七　当該世帯内感染防止医療費の支給の請求に係る世帯内感染防止医療の内容及び世帯内感染防止医療に要した費用の額
2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類その他必要な書類を添えなければならない。
一　領収書その他の世帯内感染防止医療に要した費用が記載された書類
二　住民票の写し（世帯内感染防止医療を受けた特定無症候性持続感染者の同一世帯所属者の氏名が記載されているものに限る。）その他の世帯内感染防止医療を受けた者が特定無症候性持続感染者の同一世帯所属者であることが確認できる書類
三　社会保険各法以外の法令（条例を含む。）の規定により、世帯内感染防止医療に関する給付が行われるべき場合であって当該給付が行われたときには、当該給付の額及びその対象の範囲が記載された書類
3　第五条第三項の規定は、世帯内感染防止医療費を受けることができる者が死亡した場合に提出する書類について準用する。
（定期検査費等の支給）
第十八条　支払基金は、毎年、特定無症候性持続感染者に対し、定期検査費、定期検査手当、母子感染防止医療費又は世帯内感染防止医療費（次条において「定期検査費等」という。）を支給するものとする。
（定期検査費等の額の通知）
第十九条　支払基金は、定期検査費等を支給するに当たっては、定期検査費等の支給を請求した者に対し、その額を通知しなければならない。
2　支払基金は、定期検査費等の振込みの手続をした場合には、定期検査費等の支給を請求した者に対し、その旨を通知しなければならない。
（受給者証の様式）
第二十条　受給者証は、様式第二号によるものとする。
（受給者証の交付の請求）
第二十一条　受給者証の交付を請求しようとする特定無症候性持続感染者（第一号及び第二号において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を支払基金に提出しなければならない。
一　請求者の氏名、性別、生年月日、住所及び電話番号その他の連絡先
二　請求者が加入している医療保険の被保険者の氏名その他の当該医療保険に関する事項
三　判決確定日等
四　確定判決等を得た裁判所名、裁判所の事件番号及び原告の番号（当該原告に番号が付されている場合に限る。）
五　振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号
2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類その他必要な書類を添えなければならない。
一　前項の請求に係る確定判決等の判決書等の正本又は謄本
二　住民票の写しその他の前項第一号に掲げる事項を証明することができる書類
（氏名等の変更）
第二十二条　特定無症候性持続感染者は、前条第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる事項に変更があった場合には、遅滞なく、当該変更の内容を記載した書類を支払基金に提出しなければならない。
2　前項の規定により提出された書類には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
一　前項の変更の事実を証明することができる書類
二　受給者証（氏名又は住所の変更があった場合に限る。）
3　支払基金は、特定無症候性持続感染者の氏名又は住所の変更の内容を記載した書類が提出されたときは、受給者証に氏名又は住所の変更に係る記載を行い、これを当該特定無症候性持続感染者に返還しなければならない。